

<p>宮嶋委員長</p>	<p style="text-align: right;">( 9:30 )</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席委員数は全員でございます。定足数に達していますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。</p> <p>本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。</p> <p>なお、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。</p> <p>また、この会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により、委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日会議録を確認させていただきます。</p> <p>したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議は午前中の予定となっております。また、その他案件もございますので、できるだけ簡潔にご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは議題に入ります。</p> <p>議題の(1)議会運営申し送り事項等につきましては、本年7月12日開催の議会運営委員会において、地方議会人の掲載記事を事前に確認しておいていただき、精華町議会BCPも参考に、地震や水害等の大規模災害時については、先に議論を進めていくことを確認していただきました。</p> <p>委員の皆様には、事前に地方議会人に掲載された記事を確認いただいているものと思いますが、参考として、事務局に記事の概略をまとめていただいたものを机上に配付しております。</p> <p>また、地震や水害等の大規模災害時について、木津川市議会には木津川市議会における災害発生時の対応要領が、精華町議会には精華町の災害時における議会の対応規定と精華町議会BCPが策定されており、皆様には既に配付されておりますが、改めてそれらの内容について取りまとめたものを机上に配付しております。</p> <p>その上で、地震や水害等の大規模災害時における組合議会関連の対応策として、現時点において事務局が想定しているものがありましたら、まず最初にご報告願ひたいと思います。</p> <p>武田さん、お願いします。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>失礼いたします。</p> <p>大規模災害時において事務局が想定している事態と、その対応策をどのように考えているのかということにつきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>まずは、議会運営委員会でもお話のございました組合議会議員の安否確認につきましては、市町の議会事務局がそれぞれ確認する体制を</p>

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>構築していることから、重複対応を避ける観点からも、組合事務局から市町議会事務局へ状況確認することで対応可能であるというふうに考えてございます。</p> <p>また、センターまでのアクセス道路や本施設の状況等を確認し、本施設内の議場への参集に支障を来す事態が発生している場合などには、市町の議会事務局に対し、アクセス道路の状況や、議場と設備を臨時的に利用させていただけるかどうかなど、確認依頼することにより、可能な限り速やかな議会の開催に努めるものというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>説明がありましたとおり、議員の安否確認や組合の議場等が使用できない場合については、既に事務局でも対応の想定をしているということであり、議員の安否確認につきましては、木津川市議会における災害発生時の対応要領、精華町の災害時における議会の対応規定及び精華町議会BCPにも示されているところです。</p> <p>また、組合の議場等が使用できない場合の取扱いにつきましては、精華町議会BCPに示されているとともに、これまでの議論において各委員からも提案がございました。</p> <p>したがって、まず、これらの内容については、委員各位も合意していただけるものではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>今、事務局があったような議員の安否確認だとか、この議場が使えない場合の対応なんかについては、対応策が示されているし、それは、木津川市議会や精華町議会でもそういう確認ができていますので、この部分についてはこの中で合意できるということで、少なくともその今の2点、また、それ以外に、こういうことは合意できるんじゃないかということがあれば出していただいて、それをどう整理するかはちょっと後の議論にしますけれども、こういう場合はどうなのかということもまず出していただいたらどうかなと思うんですけども、いかがでしょうか。</p> <p>谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>今、事務局のほうから言われました議員の安否確認、それと、議場が使えないときの利用方法、それでいいと思います。</p> <p>あとなんですけれども、私もこれ一生懸命読ませていただきました、精華町議会のBCP。きれいにできてあったと感心しています。木津川市と比較しますと、合意できるのは、安否確認と議場の関係、それと併せて、地方議会人も読ませていただきました。その中で、早稲田大学マニフェスト研究所の方で、BCPについては、1、562議会の回答をいただいてということも読ませていただきました。</p> <p>それを踏まえて、木津川市と精華町がどういうふうに進んでいくかというのが、今のところかと思っています。まずは議会が、若干、精</p>

<p>谷川委員 つづき</p>	<p>華町のほうが進んでいると私は理解しております。木津川市のほうは1枚の紙でさらっとまとめてということで、そういうことを踏まえると、もうちょっと前へ進んでいかなければならないというのは、前回も私言っていたと思うんですけども、そこまで進歩するには時間がかかるかなと思います。</p> <p>それから、前もおっしゃっていたように、いつまでかかるんやということもおっしゃっていましたが、これは、20人の議員によって議会の方で進めていくという話をさせていただいたと思うんです。</p> <p>そういうことを踏まえて、やらせていただかないと仕方がないかなと。2点についてはこのままでということで、私は承知したいと。</p> <p>それと、この場所の関係で、議会、各市町の議会ですけども、これは一部事務組合ということで、内容につきましても、市町の災害廃棄物処理計画については、この処理能力によって、自治体が行われると。出たごみについては、皆さんご承知のように、市町で各自でやらなきゃならんということでもございますので、まず、私、結論から言いますと、もう2つだけでも決めて、ちょっとずつ前へ進めていったらどうかというふうに感じてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さんも手が挙がっていましたが。</p>
<p>山本委員</p>	<p>一応確認の上なんですけれども、先ほど事務局が、議員安否、そしてアクセス道路等の通行不可のときの議場の確保と、これはもう全て確認済みということで、この2つは、精華町、木津川市はもう既に対応できると、されているという確認だけ、ちょっともう一度した上で、それで確認された上でこの2点言われるんでしたら、私は、これはもうこれで、この2点はやるべきものであって、いや、できるものだということで、この2点は進んでいただければいいです。</p> <p>それ以外については、先ほど委員長が言われたように、課題があって、話し合えるところがあるなら、そのするしないも含めて議論を進めたらよいというのは、それはそういうことで、この2点については、私もこのまま進めていけばいいんじゃないかという考えです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがですか。 じゃ、ちょっと先に、武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>ただいまのご発言の中で、今、事務局が想定している2つの項目を上げさせていただきました。これはあくまでも想定をしているという形になってございます。</p> <p>その上で、いわゆる市町の状況についてであります。議員の安否確認につきましては、市町ともにそのような記載がございます。</p>

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>万一この議場が使えない場合の取扱いにつきましては、精華町議会のBCPのほうには記載がございますけれども、木津川市のほうには記載がないという状況でございます。</p> <p>ただ、組合の議会運営委員会の中でそういった議論も出てきたということで、事務局として想定をしているというものでございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>今、事務局のほうから言われた安否確認と、議場に集まれないときの連絡のことというのは、本当にもう基本中の基本というか、当然想定される大きな2つの話ではあるんですけども、この2つを決めているだけでは、実際に本当に災害が起こったときに対応できないと思うんです。あまりにもざっくりしているので。</p> <p>ですから、このBCPというものをちゃんとつくって、大規模のときはどうか、中規模のときはどうかとか、地震と水害を分けるですとか、あとは子育て中の人の話とかもありますけれども、そういうふうに細かく分けて決めておかないと、このたった2つの安否確認と議場のアクセスだけでは、果たしていろんなことが想定できなくなって、実際混乱が起こったときにもうめちゃくちゃになるんじゃないかなというふうにも思います。</p> <p>今、武田さんが言われた精華町の議会BCPでは、災害のときに議場が使えないときは、代替案みたいなものが明記されていると。木津川市の場合は、この環境組合については書かれていないと思いますけれども、もしここが使えないときどこを使うかということは、まだどこにも書かれていないと思います。だから、それもちゃんと想定しておかないと、実際にそれを使うこともできないと思います。</p> <p>ですから、やはり幾ら一部事務組合であっても、災害時、災害が起これば同じように被災するわけですから、そのときにどうするかということをもっと具体化して決めるというのは、やはりしなくてはならないと思います。</p> <p>今までみんなで話し合ってきた、オンライン会議というのもこのBCPの中の一つの取組になると思うんですけども、このオンライン会議というのもぜひ進めるべきというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>追加すべき項目ということで、今、谷口さんから少しありましたけれども、どこまで皆さんで合意いただけるのかということですので、まず出していただいて、その詳細な議論はどこまでできるかということはあるんですけども、项目的に幾つか出していただけるようでしたら出していただければいいかなと思うんですが。</p> <p>この議場が使えない場合は、精華町議会や木津川市議会が次の候</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>補となるわけやけれども、そこも使えない場合もどうするのかということで、一定候補を幾つか上げるのか、そういうことも含めてもう少し詳細にすべきじゃないかというのが、谷口さんの意見だったと思うんですが、それ以外の項目等でありますでしょうか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと冒頭の事務局の2点がよくわからないんだけど、これは想定してるだけであって、木津川市議会、精華町議会と確認をしているわけでも何でもないですよ、現段階で。あくまでも組合事務局の意見、案として、こういう方法でやったらどうかというレベルの話ですから、それは事務局の実務的案だから、この議運でどうするかということ、まず確認しなあかんです。例えば、1は、そうだよということ、みんなが合意すれば、具体的に木津川市と精華町の議会事務局と折衝してもらって、こういう場合は、二重チェックはしないほうがいいから、組合事務局から照会かけるので、発災後、例えば3時間なら3時間後に照会かけるので、それぞれの市町の組合議員の安否については報告願えますかというようなことを、申合せや何らかの協定なりをする必要があるということでしょう、今後。または、そういう事務手続を進めていくということになる。</p> <p>会場についても、どっちを先にするのか。2つとも無事だった場合、どっちを最初に優先的に活用するのか、今、委員長がおっしゃったように、両方とも駄目な場合どうするのかといった幾つかの想定をしなきゃならないわけですよ。</p> <p>だから、そこは今後の話なので、あくまでも今の事務局案としてはお聞きしましたが、そこは今後の話だろうと思うので、そこは議運で、そういう方向で事務的に詰めてくれというのであれば、詰めてもらうという話になってくる、という話ですよ。</p> <p>そもそも議会BCPが要るのか要らないかというのが、根本的な確認事項だと思うんです。BCPって業務継続計画でしょう、つまり、何か起こった場合に議会が議会の機能を果たし続けることができるための計画なわけです。そのBCPが必要だということは、今日、事務局から概略も出してもらっているけれども、地方議会人の、2つのほうにあるように、いろんな方が、前回も言ったけれども、議会は不要不急の機関ではないよと、ちゃんと住民代表機関として仕事をすべきであって、ただ、仕事をするといってもいろんな配慮は要るよと。幾つか、いろいろ中身はね。配慮しながら、どうやって議会の機能を確保して、発災後の、例えば対応だとか、あと対応の欄に書いてあったのは、発災後、例えば2日間、3日間の対応の仕方、1週間後の対応の仕方、それ以後の復興期の対応の仕方というのは違って来るわけなので、このタイムライン上の、要するに時間軸に応じた対応の仕方は変わってきますよ。変わっていくのを、どういうふうな対応を変えていくのかということが、そこまでが議会BCPなんです。まず、議会BCP、議会の機能を止めないということ、まず合意し</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>ないと話が進まないです。さっきの事務局提案1、2も、議会機能を止めないという前提の話なんです。</p> <p>次に言いたいのは、前回のこの委員会で委員長から冒頭にあったのは、3つのケースがありますねというふうに言われているんです。大規模災害時、それから感染症のとき、それから、さっき谷口さんが言わはったけれども、別の理由で議員がここに来れなくなった場合、それは、いわゆる議会の多様性とも関係するので、精華町議会が今、議員の多様性を実現するために、幾つか、今ある議会のいろんな条件をできるだけ下げて、いろんな議員が出てきやすいような条件を検討しているんですけども、その結果、いろんな多様な人、障害を持った議員さんとか子育て中の議員さんとかというような議員が出てきた場合に、前も申し上げましたが、8人の定員だから、成立させるためには、欠席者が少なくても不成立になるんです。ほかの議会に比べてですよ。精華町議会とか木津川市議会と比べたら、議会機能が停止される数が少ないってことです。だから、できるだけ、それで議会活動ができないというのは困るので、様々な条件が発生しても、例えば5人がコロナにかかっちゃったと、同時に。それでも、やっぱり議会を開かなあかん事態が発生するのであれば、オンライン会議はどうかという話が出てくるわけで、だから、冒頭、最初に確認しなあかんのは、議会BCPが要るかどう。つまり、議会活動を止めないということを皆さん合意できるかどうかです。まずそこを確認しないと、前に進まないですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さんがそういう意見がありましたが、ただ、この間の議論を踏まえると、大きく構えてしまうと。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>そんなことないやん。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、現実には議論がなかなか進まないから、今までの議論を踏まえて、特に非常時災害時の対応の中で、それぞれ議会が決めていることを基に、この組合議会としてまとめることができる合意点をつくっていきましょう。それを踏み台にさらに広げていきましょうという思いで、今日、議論は始めさせてもらっているんです。</p> <p>だから、佐々木さんが言うように、安否確認の問題にしる、非常時の議会をどうするかという問題にしる、こういうことが想定されるということであって、具体的に文書化されているわけじゃないから、今後の作業として、そういうことを、それぞれ木津川市、精華町議会との連携も含めて文書化していかなあかんのですよね。</p> <p>だから、皆さんのところで、まず何ができるのか、そしてそれをどういう形で取りまとめていくのかということ議論を始めていただく</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>ほうが、最初にもあったように、合意しやすい部分というふうに考えています。それがBCPをつくっていく第一歩であると。</p> <p>それで、コロナだとか育児、それから介護等の休暇等のことについては、一度にそれまで含めてやってしまうと、残念ながら、これまでの議論の中でなかなか合意が取れてないですよ。だから、ちょっと間口を狭めるといったら、言い方よくないかも分かりませんが、合意できる点をまず確認したらどうかということなんですけれども、いかがですかね。</p> <p>松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>前回、この会議にちょっと参加できていなかったこともありますので、今、佐々木副委員長からありました点で、皆さんの今の合意点がどこまで一致されているのかということで確認をさせていただきたいんですが、地方議会人、これ、まとめもしていただいているし、若干見させていただく中で、先ほどお話がありましたように、非常災害時であっても、議会の機能そのものをやっぱり維持していかんとあかんのやというところでの確認は一致されて、そこがスタートラインになっているのかどうかということを確認させていただきたいんですが、そここのところでの合意はできているんでしょうか。この議会運営委員会として。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松田さんが言われる議会活動の継続、維持という問題の確認、これは大事です。ただ、その維持や活動の継続の範囲というのがどこまでなのかというと、いろいろ多分そここのところでは意見がまた違ってくるんだろうと思いますので、大本のところは、確認は、ちょっとこの場で、今日、まず議論の前提ということであるので、もう一度確認しておきたいと思いますが、非常時災害が起こった場合でも、環境施設組合議会の活動を維持、継続するという点で、今、議論をしているんだという点は、よろしいですね。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>よくないんでしょう、この前の議論では。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>組合議会の活動を継続、維持する。だから、災害が起こったから全く全部ストップしてゼロですよということではないんですねという。それが通常の100%の活動が維持できるかどうかということとは、違っても分らんけれども、少なくとも、議会の活動を維持、継続する方向で議論を進めているんだという点では、異論ないですよ。ちょっとそここのところの確認をまず。</p>

松田委員	そこが大事。
宮嶋委員長	そこは特に異論はないようですので、そこは。
佐々木 副委員長	ほんまに異論ないんですか。 よろしいか。
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってください。</p> <p>その上で、じゃ、組合議会活動の維持、継続を進めるには何が必要なかという中で、今、まず、議員の安否確認だとか、議場が使えない場合どういう代替案があるのかというようなことを含めて議論が出て、それについては、大筋皆さん合意いただいていると思うんですが、ただ、それだけでは進まないですよというのが佐々木さんのご意見ですから、進まないですよ、じゃ、何が少なくともその次に、今それぞれ議会で議論されているものも踏まえて、何があと追加されるべき項目かということを出していただいて、まだ運営委員会申し送り事項が幾つかありますから、少なくとも合意できる点を確認して、それを具体化して、後でそれは追加することができるわけですから、まずは、今まで議論を踏まえてきたことをゼロにしてしまわずに、一つ足がかりをつくっていくというのが大事じゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがですか。</p> <p>佐々木さん。</p>
佐々木 副委員長	基本的に今のお話は別にそうだと思うんですけども、前回までは、木津川市議会本体が前向きじゃないという話があったわけですよ。
宮嶋委員長	前向きじゃないという言い方は正しくない。前に向いているけれども、その到達点がまだ低いと言われるならば分かるけれども、前向きじゃないという言い方をされると、また反発を生みますよ。
佐々木 副委員長	<p>要するに、前回、前々回のレポートを見ていても、時期尚早というのがいっぱい出てくるんです。去年の8月、1年前の木津川市議会のアンケートでもそれいっぱい出ています、時期尚早という意見が。</p> <p>だから、別に皆さんを責めているわけじゃないんですけれども、だから、1年間たったんですけども、木津川市議会としては時期尚早論はないということにならないと、また戻っちゃうので、話が。非常時対応を具体的に決めていくことに関して、木津川市議会やうちの議会が、時期尚早という論はもうないという話でよろしいですね。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>それはちょっと、そういう言い方はちょっと違う。</p> <p>まず、さっき言ったように、前向きじゃないと言われると、そうじゃありませんよと。今年の議会運営委員会でも、オンライン委員会をやっているところの先進地を研修しようとかしているわけですから、それは少なくともそういうことについて学ぼうとしている姿勢は前向きなわけですから。</p> <p>ただ、時期尚早という点では、それは、10年先の話なのか2年先の話なのか、そこまで詳細にそれぞれ議員が答えているわけじゃないから、だから、そういう議論の中で、議会の様子も変わるはずなんですから、だから、それを時期尚早がないんですねなんていう言い方をされると、いや、それはまだありますよと言わざるを得ないし。</p>
<p>佐々木副委員長</p>	<p>ちがうちがう、よろしいか。私、別に時期尚早が全部だめだとかと言っているわけじゃないんです。それが、例えばこの項目についてはまだ検討の余地があるねと、だから、今決めれないねということは、あるんですよ、そこは。あるんだけど、この間のレポートを見る限り、検討すること自身、特にオンラインに関しては、それですら時期尚早ということが何度も何度もこの議運で出されているわけですよ。それはもう出ないんですという確認をしているわけなんです。</p> <p>だから、ここで議会活動を止めないということが確認されれば、それは時期尚早と反するので、矛盾しますので、つまり、うちの議会が、議会活動を、何かいろんなことが起こった場合に止めないと、継続させるということが合意できるのであれば、今、合意できるのであれば、継続をするために具体的にどんな方法が要るねと、ケースA、ケースB、ケースCの場合にどういう方法を想定しておけば大丈夫だねというのが議会BCPなので、まず、そこのところ、いや、そうじゃないと、その検討すら時期尚早ですが、まだ残っているんだったら、そこはもう何回議論やっても一緒ですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今の佐々木さんの提起、いかがですか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>私、先ほども言いましたが、事務局の提案を見て、これは合意できるもので進めていけばいいという考えです。</p> <p>ただ、それについて文書化するかとか、具体的に事務局が2つの市町にどういうアプローチをするか、これを事務局に任せるか、任さないか、そこら辺はちょっと文書化する以前に話し合いは必要であると思いますが、まず、BCP、議会を構成する議員の安否が確認できないと継続できません、大前提です。だから、BCPにこの2点を、まず提案された、このことはよいと思います。</p> <p>以上です。</p>

宮嶋委員長	谷口さん、どうぞ。
谷口委員	<p>議会BCPを、この環境組合議会で作るかどうか、つくろう、つくるという決定をみんなでやっぱり共有しないことには進められないと思うので、そこをみんなで合意できたらなと思います。</p> <p>今、そこが全然分からない状態になっていますので、そうでないと、このBCPをつくろうという、ちゃんと目標をみんなで共有しないことには、一切前に進めないなというふうに思います。</p> <p>それぞれの、木津川市議会でそれがまだ早いと言われていたとかそういう話は、私はもう気にしなくていいと思います。ここにいる私たちはこの組合議会の議員なので、自分の所属といいますか、木津川市の議員であるということはちょっと別でここはやっているの、ここはこのルールで考えるというふうにしたらいいと思います。</p>
宮嶋委員長	ほか、いかがですか。 松田さん。
松田委員	<p>先ほどあった木津川市議会のお話で、時期尚早論というのがありましたけれども、それはそれで置いて、この場所で先ほど、やっぱり議会活動を非常時であっても維持していくということで、皆さんご異論がなかったというふうに理解しますので、であるならば、どういうルールづくりをしていくのが必要なのか、先ほど事務局からもご提案いただきましたけれども、各市町の状況を確認するとかいうお話もありましたけれども、そこだけにお任せして十分なのかどうかという議論も含めて、前提としての確認ができた中で、じゃ、本議会としてどういう事項を決めていくのが大事なのかという、その議論を進めないと、それこそ前向きの議論にはならないんじゃないかというふうに私は思います。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	そこで、例えば、今、最後に言われた議会での対応で、具体的な、松田さんとしてはこのことは議論すべきではないかというのは、何か具体的提案をいただけますでしょうか。
松田委員	<p>ですから、安否確認とかは、各議会議会でなさると思うので、それは、可能でありましたら事務局なり、あるいは本委員会の委員長なりが、そのことを、本議会の議員の安否確認はするのか、集まる必要がもしあるのであれば、じゃ、どこで集まるんやとかというそれは、その時によって状況が違うので幾つかの候補を選んでおかないといけないと思うんですけども、しかしながら、大災害が起きて、そういう</p>

<p>松田委員 つづき</p>	<p>ことをみんなで集まってできないと、こういう議会を開くことができないといったときには、じゃ、どういう方法があるのでしょうかというふうなことを、やっぱり一つ一つ具体的に探っていって、大前提としての議会機能を継続するという前提から、そこは個別に、じゃ、何が要るよねという話を進めていったほうが、具体的に前向きに進むんじゃないかなというふうには思います。</p> <p>その中で、事務局としてどういう役割を果たしていただくのかということも、一定明確にしながら進めていくほうがいいんじゃないかと。でないと、今の議論をしていると、前に進んでいかないん違うかなというふうにも思いますので。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>これは事務局に質問なんですけれども、いろんな日本中の議会でBCPというのがつくられていると思うんですが、皆さんやっぱりつくったことがないと、どういうふうにつくっていいのかみんな戸惑うと思うんです。そういうときに、皆さんどういうふうにして実現をされているのかなと思うわけです。</p> <p>例えばアドバイザー的な方に来ていただいてつくったりしているのか、何かそういうやり方、こういうふうに想定しますとか、こういう想定ができますとかいう、何か見取図とかいうかそういうものがないと、なかなかこれは議論が前に進まないというふうには思いますが、事務局としては、そういう準備とか想定はされていますか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>ただいまのご質問でございますが、まず、私ども、一番大きな話というか全体的な話を申し上げますが、私ども一部事務組合という以上、構成市町があって、その構成市町の一部の事務を我々が担っているというのが原則の話になりますので、まず参考にさせていただくのは構成市町のやり方、これを参考にさせていただくというのが一番かなと、まず思っております。</p> <p>この組合議会についても、私どもの執行の事務のほうもそうですし、この組合議会についても今までのやり方でいきますと、構成市町の議会、このやり方をぜひ参考にとということで取り入れさせていただくという方針で、まず動いてきたところでございます。</p> <p>今、今日の資料として私どものほうで事務局のほうでまとめたものとなれば、このA3一枚物の、構成市町が今どのような状況にあるのかと、このBCPに関わって、ということであれば、こういう状況であるというところを踏まえて、これを、先ほどおっしゃっていただい</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>たように、ここは別の動きをすればいいというお話もあるんですが、いろいろ先進地がたくさんあってというお話もあるんですが、まずは、ちょっと足元としては、我々は構成市町を見ながら、その動きに合わせてやっていこうというのが事務局の今の考えでございましたので、ここで改めて事務局が単体で何か別のアドバイザーさんなり、あるいはどこかへ研修といいますか、そういったものは、資料を見たりするのは当然するんですが、伺ってとか、いうところまで動くというのは、今、考えていないというところでございます。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>確認ですけれども、今日、A3で出してもらった今日の資料の木津川市議会の平成26年の対応要領は、これが全ての情報ということでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>今回、この災害時に関わって、特に、今は地震とかそういった災害に関わってということですので、この災害時の対応要領を出させていただいています。 これ以外に、コロナの関係についてはコロナの対応というのがまた別途定められたものもございまして、資料としては、今までお配りという形で配付はさせていただいたかと思うんですが、今回の資料については、あくまでも大規模の、いわゆる地震、そういったときの災害を想定したものに对应するものということで上げております。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>今、冒頭、2点、事務局からの話があったんだけど、この出してもらってるA3の資料の精華町議会BCP、これ全文じゃないんですよね。ないんですよ。特に精華町の場合は、ケースごと、それからさっき言ったような時間軸によってどういう対応するかというのが、書かれているわけです。 参考までに言えば、このA3の表の精華町議会BCPの一番下のほうに書いてある、要するに正副議長に事故がある場合、こういうことだって、うちも起こり得ないとは限らないわけですよ。正副議長、ごめんなさいね。仮に正副議長が亡くなったんだったら、亡くなった</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>ら、完全に欠けるから、新たにいわゆる仮議長を決めて、正副議長選挙をやるという話になるわけです。それによって、新たな活動が開始できます。ところが、正副議長2人とも事故っちゃって、ここに来られない、要するに参集できないケースがあり得るわけです。命は救われたけれども、来れないケース、その場合って、活動ルールがないです、うち。誰が代理するかというのは、欠ければもう完全にいないわけだから、新たに人を選ばなあかん。けれども、欠けていないですよ。欠けていないけれども出席できない状況にある場合というのは、誰が正副議長を代行するか、何の決まりもないわけですよね。</p> <p>その辺についても、じゃ、どうするのかと。または、場合によっては、各市町の議会に相談をして、議員の差し替えだってあり得るわけですよね。その判断を誰がどういうふうにやるのかという話についても、しっかりと検討しておかないと、議会活動自身が止まっちゃうので、さっき申し上げたように、生きていても、命に別状ないとしても、来れないか、災害廃棄物のこともあるし、様々な事情が発生する。だから、様々な事情が発生して、議会が定足数を割った場合、つまり割れば議会活動ができなくなっちゃうから、割った場合の対応をどう考えるのかを考えないと、要するに、BCPにはならないわけです。業務が継続できないわけだから。だから、最低そこまでを決めておかないと、その上でどういうケースを想定するかについては、それは整理すればいいと思いますよ。主に3つないし4つあるわけですよ。大規模災害時、それから感染症等で人が集まったらあかんような事態、さっきあったように議員の様々な、多種多様な議員が議会が構成された場合のそれぞれの事情による身柄参集ができないケース、あとは、精華町議会が決められているのは、大規模テロとかいうのもあるんですが、そういうことが実際起こった場合、つまり災害が起こっていないけれども、ほかの要因で8人のうち何人かが来れなかった場合に、じゃ、定足数に達していないから議会活動を放棄しますよとはならないので、そここのところがポイントですよ。</p> <p>もっと大前提で言えば、前も申し上げたように、これだけ震災とか地震が多発している状態で、まだうちは来ないよという意識は絶対持ったらあかんと思いますよ。この地域には起こらないという意識をもしお持ちだったら、それはとんでもない話なので、いつ起こってもあり得るよという前提で取り組まないと、起こったときに大混乱になるということなので、だから、今のところBCPはオクケーだという話だったら、それはそれで、じゃ、BPC、つまり議会が議会活動を継続するためのルールをケースに応じて決めていきたいと思いますよという話だと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、佐々木さんから提案というか提起があった、災害時に議場は確保したけれども、議員が集まれない、特に議長、副議長が集まれない場合、議会を開けないんじゃないか、誰が代行するのかというような話がありましたけれども、その点を確認して、何らかの定めをつくる</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>というような点はありますか。 それは、そういう何らかの定めをつくるという点ではよろしいですか。まだ具体的にどういうふうな中身にするというのは決めていませんけれども、議場は確保できても人が集まれないんじゃないかということはあるのではないですかと、災害時にね。 だから、とりわけ議会の、この場合はもう本会議しかありませんので、議長が招集するわけで、その議長も副議長も来られないような状況になった場合、どうするんですかという。 谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>今言っているようなことも、もちろん決めていかないといけないんですけども、たくさんいろいろ決めないといけないことがあって、一個一個今言うことはできないと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。 だから、今、何を最低決めなあかんかということを出してくださいということで、佐々木さんから今出たわけで、いろいろ決めなあかんことありますけれども、一つ一つをやっていかないと、全体は。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>でも、それは分かるんですけども、それを今一個ずつ見つけるという時間ではない気がしますので、さっき事務局も言われた、構成市町でつくっているものを参考にしてまずはやっていくということなんで、手始めに精華町議会のBCPをみんなで読み合わせというか、それをまずきっちり読んで、どういうふうに、いろんな想定がされているのかをまず知るところからスタートして、そして、もしかしたら精華町議会のBCPにも足りない部分があったりするかもしれないので、追加するところはどこかとか具体的に話を進めていくのが、そういうやり方がいいと思うんですけども、いかがでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただ、木津川市議会の議論の中では、BCPの議論、具体的な議論はされてこなかったんです、今まで。それで、アンケートをやった段階でもそうなんだけれども、時期尚早というふうに書かれたのは、そういうことは必要なけれども、今、具体的に手始めに何からやっていったらいいのかということで、すぐに具体的な答えが見いだせないから、時期尚早ということになったのではないんですか。 それで、今までの議論を踏まえて、今日、特に言うているのは、一つ一つの積み重ねなんで、大きなもの、あれもあります、これもありますと言って、だから全部やりましょうじゃなくて、具体的にみんながこの場で合意できることを出して行って、じゃ、そこまでは具体化できますねということを確認しておかないと、先ほどあったように、じゃ、精華町議会のBCPをみんなで読み合わせて一つ一つここで議</p>

宮嶋委員長 つづき	論しましょうという、残念ながら、そういう時間的余裕は、今、我々持っていないのでね。
佐々木 副委員長	ちょっとよろしい。
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってくださいね、佐々木さん。</p> <p>佐々木さんが言わはったこの、資料の議員の役割の（５）番に関わるようなことは必要なんじゃないですかと。</p> <p>議場は確保できても、議員が集まれない場合、特にここに書いてある正副議長に事故がある場合、その職責が果たせないときはという問題の指摘があったので、これはどうですかと。</p>
佐々木 副委員長	よろしいか。
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってください。</p> <p>まず、皆さん、佐々木さんが問題提起したことについてはどうか。</p>
佐々木 副委員長	そういうこと言ってるんじゃないです、私は。
宮嶋委員長	いやいや、まず、さっきそう言われたんだから、そのことの。
佐々木 副委員長	違う、違う、議論が違います。よろしいか。
宮嶋委員長	はい。
佐々木 副委員長	だから、私が言ったのは、今、冒頭事務局から２つの提案、提起があったわけで、それ以外に、議会機能を維持しようと思ったら、今さっき言ったような、こういうことも起こり得ますよと。起こり得るから、想定しておかないとならないですねということを行ったんです。
宮嶋委員長	ちょっと待ってくださいね、時間の制約があるのでね。

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>で、その後で、ちょっと気になったのは、先ほど時期尚早論のときに、委員長のほうから、木津川市議会も議運が視察先に、オンライン委員会のところを今想定しているよという話があったわけですよ。</p> <p>それは、その発言と矛盾する今の話があって、オンライン委員会を参考に視察に行くということは、木津川市議会自身がBCPが要るよねという認識なんですよ。つまり、オンラインを使って議会を成立させるための方策を考えなきゃならないね、少なくとも、やるかどうかは別にしても。考えなきゃならないねがあるから、視察先にオンライン会議をやっているところを選ぶわけでしょう。</p> <p>だから、木津川市議会も、どこまでか範囲はありますよ、範囲の差はあるけれども、議会活動を継続させる、要するにBCPは要るよという認識は一致しているはずなんですよ。</p> <p>でも、今の委員長の発言は、木津川市議会はBCPはまだやらないとおっしゃるから、それは違うでしょうと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、ちょっと言葉足らずやったかも分かんけれども、木津川市議会BCP計画をつくります、そのための段取りを、手順をやりましょうということは決めていませんと。そこまではね。</p> <p>ただ、そういうことが大事であるから、その具体的な例としてのオンライン委員会の実際だとか、そういうことはしていきましょうと。それは議運が中心ですけどもね。だけど、つくりますと確認したわけじゃないから、そのことを言うているまでです。</p> <p>それで、ちょっと待ってください。話をね、ちょっと進めていくために、違う、個々のことでやらない限りは、広げてしまうとまとまらないんです、今までの経過からいうと、正直。だから、佐々木さんの視点は大事だと思っているんですよ。議場を確保したけれども、議員が集まらなかったらどうするんですかという大事な指摘だと思っているんです。だから、その点は、皆さん、そのとおりですねということになれば、その中身についてはいろいろ議論しなあかん話があるけれども、少なくとも安否確認、議場の確保、そして議員が集まるかどうかと、この3つのことというのは大事じゃないですかということで確認していけば、具体的な内容を文書化するところで、どこまでが文書化できるんですかということになると思うんですよ。</p> <p>そういう点で、さらに議員が集まらない場合以外に何かこのことも大事じゃないですかという、ちょっと柱立てみたいところを出してもらえればいいかと思うんです。</p> <p>だから、最初の2つに対して、3つ目の佐々木さんの提案があったし、4つ目にこのことも大事ですよと考えることがあれば出してもらったらいいいし、なければ、その3つで合意ができるのであれば、具体的な中身の作業はどうするかという議論に入らないと、大事ですよと言うだけで終わってしまったら中身づくりができませんので、ちょっとそこはお願いできたらと思います。いかがですか。</p> <p>松田さん。</p>

<p>松田委員</p>	<p>今、委員長に指摘していただいたというふうに思うんですけども、取りあえず一番大事なのは、ここの議員さんが元気でいてはるのかどうかという安否確認ですよ。それと、もし集まる必要があるのであれば、じゃ、どこに集まりましょうかという話かと思います。</p> <p>ただ、3点目に、先ほど佐々木副委員長から提案がありましたように、残念ながら、場所は決まったけれども集まらない状況があったときに、じゃ、どういう方法で皆さんの意見を集約するのか、あるいは、もし議決が要ることであれば、どういう方法を取るのかという意味では、やっぱり、今、あちこちで活用されているようなオンラインについて、どのような取り決めをして、それが使えるような仕組みづくりを、つくっておくのかおかないのかというところのこの3点で、私は当面、もし、4つ目、5つ目が見つかったら、それはそれでまた議論の俎上にのせていったらいいと思いますので、当面はこの3点について、もし皆さんで意見交換ができ、合意ができるのであれば、諮っていただきたいなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがですか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>いろいろBCPについて追加提案ありました。しかし、私一番最初言いました事務局提案の2点、これ具体的にまず合意できるものだと思うので、それを皆さんに十分に合意できるものということを確認の上で進めていって、それからまた追加項目も、時間の余裕、また、木津川市の議運を基に動くネット導入とかもこれから進んでいくとは思いますが、まず、合意できるこの2点から、本当に皆さんできるところから進めていけばいいんじゃないかなと、このように思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>3点目の議員が集まらない場合という場合は、かなり想定されることが広い、大きいと思います。ただ、具体的に佐々木さんが指摘したように、正副議長に事故があり、その職務が果たせないときというのは、これはかなり具体的で、本会議を開くわけですから、お越しいただけなかったら、じゃ、誰が臨時の議長を務めるのかということも決まっていないわけやから、オンライン以前に、議場は確保したけれども、議会として成立しないんじゃないかと言われたというのは、私はそのとおりでなというふうに思っていますので、少なくともそういう役割を決めておくということは大事なことで、それは、山本さんもご納得いただける中身じゃないかなと思うんですけども。</p>
<p>山本委員</p>	<p>職務責任者が議長なら、議会を招集する権限、そういう何か具体的にあります。その議長ができなければ、次は副議長。権限の順次移</p>

<p>山本委員 つづき</p>	<p>行、それが精華町では、所管する常任委員長まで決めておられるということですよ。</p> <p>木津川市は、私、文書としてあまり見ていないんですが、あるか、それは確認できません。けれども、今までの中で、正副議長が安否確認ができずに出席できない場合の次の権限を持つ人、3番目、聞いたことある、議運の委員長やったと思うんですけども、これは定かではありません。これは確認していただきたいと思います。大体3番目ぐらい、3位まで、順次、議長の権限を移譲するというのは、たしかあったとは思いますが、これは必要な視点です、確かに。</p> <p>議長が駄目、副議長も駄目、次は、それに代わる権限のある、3番目まであったんだろうと記憶する、これは定かではありません。しかし、この視点は大切です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>なので、大事だという、山本さんからもありましたけれども、その点は、大事だということによろしいですかね、確認して。</p> <p>じゃ、ちょっとそれぞれの議会、精華町はこういうふうにお定めになっているけれども、木津川市のそういうものがあつたのかどうか、私もちょっと不勉強で申し訳ないんですが、分かりませんので、じゃ、少なくともそういう安否確認や議場の確保や、議員が万一集まらない場合の議会運営の一定のルール、これについては少し整理するということがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、まだ幾つもありますけれども、少なくともそこは整理したいと思っております。</p> <p>ただ、この整理内容、整理したものをどういう形にしていくかということですね、要は案文をつくる、案文をつくと同時に、当然それぞれ市町の議会との確認も取らせていただかんあかんわけです。</p> <p>少なくとも、案文をどういう形でつくるのかという点ではどうでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>また、これについては、我々は2年の任期で来ています。また継続性を持って話していくことになっていかれると思います。その中で、一部事務組合の議会として、やはり文書化しておくのが大切な部分ではないかなと、私はそういう考えしておりますが、以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>文書化するという点ではよろしいですかね、はい。</p> <p>じゃ、どういう、文書化の手順ですね。</p> <p>山本さん。</p>

山本委員	<p>条例とかになりますと、やはり議会で必要ですが、規約にするか要領にするか、申合せでは駄目だと思う、文書化ですから、だから、規約か要領かそのあたりになりますと、本会議ですか、ここら辺がちょっと私は微妙なところで、判断は、皆さんとの話合いの中でということですね。</p>
宮嶋委員長	<p>テンポの問題でいうと、次は11月、それから2月、少なくともあと本会議はこの2回。それまでの案文を確認したり整理するという点でいうと、今日終わった後は、早くて10月にできるかどうかということ、それから11月、ここの定例会の前段の議運ということで、議運はあと2回、それでちょっと時間が必要だということであれば、年明けにやって、2月ということになっていくので、2月ぐらいに一つのゴールを、ほかの課題も含めてゴールをつくっていかなあかんの、そうであれば、まずは、今日の議論の整理を誰がつくるのか、また、事務局に案をつくってもらうのかということになるのですが。</p> <p>松田さん。</p>
松田委員	<p>この議論を今していますのが議会運営委員会でありますから、そのところを、今日の議論の整理を含めて、議運の委員長、副委員長、その中に、もし必要であれば事務局の助言もいただきながら、ちょっと素案的なものを整理していただければ、時間軸でいって次のあれに間に合うのかどうか分かりませんが、少なくとも今日の議論を含めた中でのこの3点についての、議会BCPについての整理は、本議運の委員長、副委員長にお願いしたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、いかがですか。</p> <p>山本さん。</p>
山本委員	<p>一応この議運で議論しております。その中で、議運の正副委員長で、そして事務局も入れて試案というのは妥当なところだとは思いますが、そうなりますと、やはりお手数ですが、これは議会全体に関わることです。その試案について、最後、話合いに参加するかしないはともかく、試案は正副議長の確認は必要かと。</p> <p>そして、その中で、試案については正副委員長と事務局でやっていた中で、その中で、いろいろ先ほど私も言いましたように、要領にするか規約にするか、どのレベルの文書化にするかによって変わってきますが、その中で、先ほど委員長が言っておられた、できるだけ速やかに成立するような、そういう方法を探していただければ、私は、今、松田さんからの提案、正副議運の委員長と事務局、これでやっていただけたらと。そして、最後はちょっと正副議長がその試案、</p>

山本委員 つづき	文案を確認していただくというのをやっていただければというふうには、私の意見はそうなんですけれども。
宮嶋委員長	ほか、よろしいですか。 佐々木さん。
佐々木 副委員長	今の山本さんの意見を尊重すれば、もう初めから正副議長が入ったほうがいいんじゃないですか。 わざわざ2段階にする必要はないので、初めから4人プラス事務局で相談するほうが手っ取り早いと思います。
山本委員	それは、手っ取り早いです。 ですが、4人の調整とかがありますから言っているだけで。
宮嶋委員長	確かに、集まるメンバーが増えれば、それぞれ議会の日程等もありますから、難しい部分はありますけれども、来年の2月を一つのゴールということを考えれば、先ほどあったような文案の中身の議論は、特にどこまでの範囲なのかというところの定めが、それぞれの思いもあるだろうから、そこも含めてやることと、どういう位置づけにするのかということも含めていけば、来年の2月ぐらいをめどにやっていけるというのであれば、正副議長、議運正副委員長ということでもよろしいですかね。
山本委員	というならそれでいいんですけれども、先ほど言ったみたいに、人数が多ければ、どうしてもあるので、やはり最後、正副議長については確認という部分でもよいのではないかという意見を述べさせていただきました。
宮嶋委員長	分かりました、ありがとうございます。 じゃ、そのことについては、佐々木さんから、二度手間というか2段階というよりも一度でやったほうがスムーズじゃないかという思いもありますので、じゃ、正副議長、正副議運委員長ということでやらせてもらって、事務局にそこに入っていただくというふうにしたいと思います。 それで、今、1時間と少し議論をしてきました。少し休憩も入れたいんですが、ただ、この後の議論ですけれども、当初のスタートは3つを想定して、大規模災害時、コロナ等の感染症などの対応、そして、育児や介護などの必要なときというふうにしてきたわけですが、今日のところはここまでにして、感染症発生時や育児・介護の必要な

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>ところというのは、合意点を見いだす議論がまた必要になってきますので、できればそこは置いておくとして、次の課題がありますので、そこへ移していきたいと思うんですが、いかがですか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>さっき、議会活動を止めないで合意しているわけだから、だとしたら、少なくとも感染症事態というのは想定しておかないと、議会活動が止まっちゃいますので。 確かに3つ目は緊急事態というよりも、いわゆる、さっきから何度もおっしゃっている議会の多様性が進展した場合に様々な議員さんが出てくるので、その議員さん個々事情に配慮して、この場合は直接選挙されてるわけじゃないけれども、少なくとも木津川市、精華町は住民が直接選挙されている議員さんですから、その議員さんの活動をできるだけ確保するという意味合いが、若干意味合いが違うのは確かなんだけれども、でも、この四、五年の経過からいえば、うちもそうだけれども、その前から災害対応のルールを持ったわけですよ。バージョンアップはしているけれども、持ったわけですよ。 コロナが発生して、全国の議会は、もともとあった災害時対応のルールを感染症にも拡大をするということで動きがあったわけですよ。一応、一旦コロナに関しては様々な経緯があった上で、落ち着いてはいるものの、昨今だって第11波と言われているようなことが起こっているし、うちの議会でも、直近というかこの一、二か月でコロナ感染者が発生をしていますので、何人か。ですから、それは別に今でも起こらない話ではない。コロナ以外の感染症が起こる可能性もあるわけなので、少なくとも、それは非常時だと思うんですよ。災害プラス、その感染症によっては非常時なので、その2つを分ける必要性はほぼなくて、原因は違うけれども、同様のルールをつくっておくほうが対応はしやすいですね、議会活動を止めないという観点でいえば、ふさわしいとは思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かりました。 じゃ、ちょっと50分まで休憩をした上で、今の佐々木さんからの意見をどう取り扱うかをやりたいと思います。 50分まで、ちょっとけちりますけれども、休憩します。 (10:43) 《暫時休憩》 (10:50) すみません。50分になりましたので再開します。 休憩前に、コロナ等の感染症に関わって議会の活動をどう考えたらいいのかということで、その議論をすべきではないかという佐々木さんからの意見で終わっておりますが、いかがでしょうか。 松田さん。</p>

松田委員	含めて考えたほうがいいと思います。こういうご時世ですので。
宮嶋委員長	ほか、いかがですか。 山本さん。
山本委員	木津川市の状況は含めてどうか。BCPです、私はまだ。議運にも入っていませんし、どの程度の進行状況かも分かりません。確認しなければいけない部分もあると思いますがという考えです。
宮嶋委員長	ということは、ここではそこは、今は置いとくということですか。
山本委員	そうですね、分かっている部分だけでやっていけばどうですかね。 それについては、少し副議長とか、そこら辺どこまでか知っておられるので、できたら、議運の委員会ですけれども、少し副議長に意見を求めたいと思いますけれども。
宮嶋委員長	大角副議長。
大角副議長	10月に視察に行くんですけれども、愛知の、オンラインを導入している市議会はどういうふうに行っているのかということで、視察に行かせてもらいます。 先ほどもちょっと上げてもらって、いくつか出ましたけれども、どういうことを想定して、どういうことでそういうふうに行けるのかというのは、あらゆることを踏まえて、感染症のこともそうでしょうし、まずは、災害時に何がオンラインでできるのかとかそういう部分も含めての視察で、せっき各議員にタブレットを貸与されていますので、タブレットはどのように使っていけるのかという部分も含めて視察に行きますので、山本委員のように、木津川市の市議会の議運のメンバーでどこまでやっていくのかというのは、そういうことを踏まえて、生かせるようなものがあればということで視察に行って、前に進めていくということを考えています。 以上です。
宮嶋委員長	コロナ等の感染症というのは、今後新たなものが起こり得る可能性は当然あるわけだけでも、一定3年ほど、それぞれ議会でコロナ対応をしながら議会を進めてきたという経過があって、一定の整理はされているのかなというふうには思っているんです。 だから、少なくともこの三、四年のそれぞれ市町の対応を踏まえた

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>ものを環境施設組合議会として取り入れるということであれば、整理はつくのではないかなという思いはしています。今までやった経験を踏まえるという点ではね。</p> <p>ただ、いや、それ以上のことが必要だということになれば、そこは新たな議論になりますので、ちょっと時間的なものが難しいかなと思うんだけど、それぞれのところにつくってきたものを踏まえて、この環境施設組合議会としての対応策として取り入れていくということは可能かというふうに思うんですが、それでいかがでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>精華町と木津川市、コロナに対する対応、大分私は違うかったんではないかなという認識をしております。その中で、現時点で合意点を見いだすのは、なかなか困難かなという考えです。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ごめんなさい、よく私も分かっていないんだけど、何が違ったんですか。木津川市と精華町で。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>それも、細かい部分を含めて、精華町の具体的にこれをやった、木津川市の具体的にこれをやったというのを突き合わせないと。けど、大まかな認識として違っていたんではないかという私の認識です。</p> <p>具体的に言われるんでしたら、例えば一般質問。密にならないように、行政や、そして議員が席を移動するとか木津川市はやりました。</p> <p>精華町は、一般質問の時間とかはそのままやっておられて、というのは耳にしていますが、それ以外で細かいところというところまでは、まだ具体的には知りません。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>今の話は特にそんなに大きな差じゃないんですよね。ないので、それは細かい、全国に1,700議会があるわけだから、個々のところで細かい違い、それは発生してきているだろう、それは別に、そこまで別にやる必要ないんやと、配慮する必要ないと思うんだけど、少なくともコロナ禍において、木津川も精華も、何らかの方法を取っ</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>て議会を継続するということについては、同じ方向を向いてやってきたわけでしょう。議会を停止させないという意味では。</p> <p>つまり、もっと極端なことを言えば、もう議会やめますと、コロナ危ないから、もう全部市長の専決でお願いしますとはやってないはずなんですよ、部分的にあるかもしれないけれども。議会活動が一定できる範囲で、さっき山本さんがおっしゃったように、例えば議場に出る人数を制約するとか、第2会場をつくるとか、できるだけ合意すれば、過半数とか定足数に達する部分だけ出てもらってやるとか、そういうことをやった議会はほかにもあるんで、そこは別にいろんな、その場所の広さとかによるから、物理的な条件によるから、それはケース・バイ・ケースでやったらいいと思うんですが、それ以外に、木津川市と精華町でコロナ対応で大きな違いって何があるんでしょうか。</p> <p>特になんかあったら、それは一緒に、調整はいるかもしれないけれども、一緒に考えれば済む話だと思うんですけども、特に根本的な違いって何があったんでしょうかね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今日ちょっと時間がないので、そればかり言うていますがけれども、コロナ対応については、それぞれ議会が経験したことで、共通してやってきましたので、少なくともここの組合議会として合意できるものは、先ほど正副議長、正副議運委員長ということで言うていただきましたので、中身を確認することは十分可能ですので、それで消化して、それは当然ここの全体場でまた議論することですので、そこで、意見があればしていただくということで、やったらどうですか。</p> <p>何か特別なものを持ってくるわけじゃなくて、精華町議会、木津川市議会で、コロナ感染のときに対応した議会のルールをこの議会でも活用できるものは文書化しようと言っているわけですから、特段、山本さんが懸念されるようなことはないんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>大前提は大規模災害においてです。その中で、コロナ、また、育児、介護、ここまでやって対応するかというのは、先ほども副議長に意見を求めましたが、これから、それも含めてされていくということですので、一応合意できる大規模災害の点について、含めるか含めないか知りませんが、正副議長、そして正副委員長、そして事務局含めて素案をつくっていただければいいという、私はそういうことで先ほども言いました。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>コロナ対応についてのみ今、コロナ対応というか、そういう感染症対応についてのみ言っているんで、育児・介護のところはまだ何もい</p>

宮嶋委員長 つづき	けていませんので、それも、だから、経験したことだからというふうに言っているわけですから、それでも、それは必要ないというのが山本さんの意見ということでもいいんですか。
山本委員	必要ないとは言っていません。 ただ、私の認識の中では、コロナ対応については、精華町議会と木津川市議会の違いがあったんではないか。だから、同じ合意点を目指すについてはなかなか難しいんではないか。そしてコロナ対応、感染症対応は、先ほども意見を述べましたが、これから木津川市の議運のほうで研修なりされ、さらに前向きに進めていかれるということで、その時点で、またコロナ感染症対策について皆さんで議論していただければいいんじゃないかと、そういうことでございます。
宮嶋委員長	繰り返しになりますけれども、仮に精華町議会と木津川市議会において、この三、四年の感染症対策の違いがあったとしても、共通する部分も同時にあるわけですから、その共通する部分を取り入れるということでも駄目なんでしょうか。 山本さん。
山本委員	それも含めまして、これからまた木津川市の議運でさらに研修を深めていかれますので、その時点において、コロナまた感染症も含めて議論していただければいいんじゃないかと、そういう考えです。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	よく分からないんですよ。今日の議論では、木津川市議会もこの三、四年間、コロナ対応のルールは決めてやっていたんですよ。ということは、何もないわけじゃないです。既に過去の木津川市議会の議会運営の中に感染症対策はあったわけですから。なかったんですか。あったでしょう。あったんだから。
山本委員	委員長、あったんでしょうかとかいう。
佐々木 副委員長	待ってください。
宮嶋委員長	はい、じゃ、山本さん。

山本委員	感染症全般に対応はしていません。コロナに対して対応したということです。
宮嶋委員長	分かりました。 じゃ、佐々木さん。
佐々木 副委員長	<p>ですから、コロナは感染症の一部ですから、それは事実上一緒の話なわけですよ。しかも、今、日本社会の一般的常識から言えば、コロナ以外の感染症が出る可能性はゼロではないわけだから、各政府機関も自治体も新たな感染症対策も含めて対応しなあかんねというのが、今、一般的な常識ですから、それはちょっと横に置くとして、だから、過去に2つの議会の細かいところの対応の仕方は違ったかもしれないけれども、感染症を経験して、感染症にどう対応したかという経験を持っているわけですよ。</p> <p>その上で、細かい部分は違うかもしれないけれども、対応してきたわけで、そこで、お互いのいいところとか共通する部分を見つけ出していくということは全然無意味な話ではなくて、むしろ今のうちに災害も感染症も、二度と起こらないことはまずないわけだから、その段階で準備をしておくということは、さっきも副議長もおっしゃったけれども、木津川市議会もそれを含めた想定をして研修に行かれるわけだから、だとしたら、同時並行でうちも検討するのは何の異論もないはずですよ。</p> <p>だから、もう一遍、山本委員に聞きます。さっきも聞きましたけれども、木津川市議会と精華町議会の対応で、何が根本的に違ったんですか。</p>
宮嶋委員長	いかがですか。
山本委員	<p>それは、具体的には、知っている部分は先ほど言いました。それ以外に具体的にどうかというのまでは認識していません。</p> <p>そして、佐々木副委員長、言葉を広げられるんですよ。我々はコロナに対して対応したんです。それも感染症の一部です。しかし、空気感染ではない感染症もあります。もっとコロナ以外に感染症というのがあります。それを、全てに対してBCPするについては、これからまた木津川市の議運が研修をこれから前に進めて、感染症全般についてもある程度一定の方向性を出されるんじゃないかと。</p> <p>これだけは言っておきます。感染症全般に対応したのではありません。コロナに、感染症の一部のコロナに対して対応しています。全般に対してはこれからまだ木津川市も勉強し、研修に行かれます。</p>

宮嶋委員長

ありがとうございます。分かりました。

新型コロナのような感染症発生時というテーマできていますので、山本さんが言われるように、それは違うんだということであれば、育児や介護等の必要時におけることも含めて、ちょっと今のところは合意点を見いだすにはもう少し時間がかかるかなというふうに判断をいたします。

したがって、まずは、本日整理しようという非常時災害のときの3つの点、この内容の取決めについては、先ほど確認した中身で進めますので、次回の議会運営委員会は、その内容がどこまで進んだかということと、それから、残る課題であります役員の改選時期です。もうあと来年の5月には精華町議会選挙がありますし、木津川市議会も2年の改選がありますので、そのときに指摘されているのは、議長、副議長が空白になりますよということなので、今のルール、議長と議運の委員長が別々のところから出ていただいたりしていますけれども、どういうやり方がいいのかということ、もう一度そこも整理をしないあかんことが、提起されていますので、そのことと、議会としての広報広聴、それからDXということも残っておりますので、取りあえず今日の議論はここで終えて、次へ移っていきたいというふうに思いますが、それでよろしいですか。

(はいの声)

そうしましたら、今日の次第の議題の(2)その他について、次に議論を進めます。

組合議会事務職員の配置について、7月12日開催の議会運営委員会におきまして、事務局から検討中の内容についての説明があり、特に意見はありませんでした。

その後、7月22日付でお手元に配付いたしておりましたとおり、管理者から議長に対し、組合議会事務職員の配置に関する協議の申出があり、議長から議会運営委員会において意見を諮ってほしいとの依頼がございました。

本件についてご意見等ございませんでしょうか。このクリップの中身ですね。

(論点は何ですかの声)

だから、この内容で、職員の兼職についての協議ということで、兼ねさせる職員の人数2人ということを出ているわけですが、それについてよろしいですかと。協議をするということ。

(よくわからない論点がの声)

ちょっと事務局、説明して。  
すみません、武田さん。

<p>武田 総務課長心得</p>	<p>協議という形で、管理者のほうから議長宛てに協議書が提出されております。下の米印のところに、根拠となるものをつけさせていただいております。「当該協議は、行実昭和34年7月9日を根拠として、地方自治法第180条の3の規定を準用するものです。」という形になっております。地方自治法第180条の3という規定には、普通地方公共団体の長が普通地方公共団体の委員会または委員と協議して、その補助機関である職員をその執行機関の事務を補助する職員もしくはこれらの職員と兼ねさせたり、充てることができるという規定になっております。</p> <p>自治法上の規定は、委員会または委員となっておりますので、これには議会という表現がなされていないというところでございます。</p> <p>そこで、行実が出てくるんですけども、行実につきまして、この法律の規定について行実は、当該規定は執行機関相互間の関係について規定しているものにとどまるものであり、執行機関の補助機関たる職員と議会職員との関係についても適用することは差し支えないというのを、行実として示されております。</p> <p>この行実の中で、執行機関その他の関係について規定をしているということでございますので、それを受けて、私どもといたしましては、議会についても適用するのが相当であるという判断をして、この手続を踏んでいるというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(余計わからないの声)</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、これは、議長の判断ではなくて、全員がこの場にいるわけですから、こういうことでよろしいですかという、聞いておられるという理解で、皆さん、この兼職について、それで問題なしということであれば、そういうふうに議長が管理者のほうへ、それでいいですよというふうにお伝えになるということになるわけですけども。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>今、口頭で説明があったわけで、文書見ていないから何とも分からないんですけども、今、口頭説明があった範囲では、あくまでも執行機関の内部の話ですよ。そこに議会が含まれるという解釈をする法的な理屈というのはどこにあるんですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、それが行政実例にそうあるということなんですよ。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、根拠。</p>

宮嶋委員長	武田さん。
武田 総務課長心得	<p>いわゆる地方公共団体の長、この組合に当てはめると管理者です。管理者が組合の委員会または委員と協議して、いわゆる職員を兼ねさせることができるというのが法律の規定です。</p> <p>委員会または委員となっておりますけれども、それについては、議会という表現がございません。ただ、行実は、この規定は執行部間相互間の関係について述べているものであるというふうに行実は示しておりますので、法律上、いわゆる執行機関側の職員を議会職員と兼ねさせる場合について、法律上の規定はないんですけれども、行実が執行機関相互間の関係について述べているものととどまるということであるから、議会についても協議をするのが相当であるというふうに判断をしたという説明でございます。</p>
宮嶋委員長	佐々木副委員長。
佐々木 副委員長	一番わかりにくいポイントは、議会は執行機関ではないですよ。それが、執行機関相互間の中に議会が入るという解釈をしちゃうってことは、議会が執行機関の一部であるというルール、前提がないと、その理屈は成立しませんよね。
宮嶋委員長	武田さん。
武田 総務課長心得	この委員会または委員と協議してというのがございます。これは、例えば何を意味しているかと言いましたら、選挙管理委員会でありませうとか、いわゆる行政委員会の関係が該当します。それぞれが執行機関になりますので、議会も同じ執行機関という位置づけになつてこようかと。ただ、いわゆる行政を進めていくという執行機関ではなくして、それぞれ独立した組織であるという意味での執行機関ということでもあります。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	だから、要するに、今おっしゃった例えば選挙管理委員会事務局とか監査委員事務局というところもまた念頭に話があった、それは分かるんですよ。一定首長とは独立した事務局を持つのに、その事務局職員に市職員を充てるということの話でしょう。それは分かるんですが、第138条との関係でどうなのかですよ。その関係、要する

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>に議会の事務局体制が第138条にあるでしょう。そこの関係はどう、要するに、もっと具体的な議論をしたいのは、この2人がどなたかということになりますね、どなたかということ。それから、この2人に対して、議会事務局スタッフ、書記と書いてあるかな、書記長と書いてあるかな、ちょっと今覚えていないけれども。として、その場合の任命権者は議長ですね。議長ですよ。</p> <p>だから、今の話をトータルすると、ただ、この谷口管理者から議長に対して兼ねさせるという、こういう協議となると、管理者がこの2人に辞令出すよと見えてくるんです。管理者がこの2人について兼務させる辞令を出すからいいですかということ、うちの議長に聞いているように見えちゃうんですよ。でも、第138条は、任命権者は議長だから、その関連がちょっと解せないんですけども、どういう感じですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>ご指摘のとおり、任命権者はあくまでも議長であります。</p> <p>ここの職員を兼ねさせるということになっているということのご指摘でございますけれども、これをやっつけていこうとすれば、いわゆる職員の条例を改正する必要がある、職員の定数条例を改正する必要があるということになってこようかというふうに思います。</p> <p>その改正の процедуруするに当たっての手續ということで、このような表現になっているというふうにご理解をいただきたいと思います。</p> <p>職員の定数条例につきましては、あくまでも執行部側、行政側から提案することになるものであります。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>別にあかんとやっているわけではなく、確認ですけども、要するに、この今日のこれ、形式的に言えば、管理者から議長に検討お願いねという依頼があった。それを今、議長から、形式的に言えば、議運に諮問してもらって、議運がオーケーよということを議長に返して、議長が管理者に対してこの方向でいいよと言って、そしたら、11月定例会に管理者提案で今あったような条例改正がされて、された上で、議長が任命権者の辞令を出すというのが手續ということになるという理解でよろしいですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>

武田 総務課長心得	はい、そのとおりであります。
宮嶋委員長	佐々木さん、それで了解で。
佐々木 副委員長	分かりました。理解はしました。
宮嶋委員長	ほか、いかがですか。 山本さん。
山本委員	今、議論を聞いていまして、それでは、管理者は議長に対して兼職 をすることを協議をお願いされていると。そして今の議論から言いま すと、最終的には、任命するのは議長ということですね。 はい、分かりました。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	その2人というのは、例えば人数が、今でさえ3人いらっしやいま すよね、議運の段階で。その関係はどうなるんですか。
宮嶋委員長	松井さん。
松井事務局長	<p>まだ議決もいただいておりませんので、あくまでも想定という話に 当然なりませんが、定数条例でこの関係の協議2名とさせていただいて おりますので、総務課職員、今年度の体制でいいますと、私、事務局 長含め、総務課人員で5名、それから、現場のほうにありますが、施 設課のほうセンター長以下8名おります。これら全てが一応職員と しては対象になりますが、想定しておりますのは、事務局長以下の総 務課に含まれる者の中から2名兼職というのを想定しております。</p> <p>誰を出すかにつきましては、これまで議会の一般質問等でもいろい ろご指摘もいただいた内容もございますので、それらも踏まえて、 我々のほうでは想定をしております。</p> <p>それで、最終、先ほどありましたように、議長のほうから任命とい うことになりますが、ちょっとすみません、具体的な自治体名を忘れ ましたが、この1年間の間で、この議会事務局職員の任命の関係で、 少し議会のほうと、執行部のほうとちょっともめたといひますか、少</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>し見解の相違があつて、ちょっとその人員体制のお話で少しもめたというふうにインターネットのニュースで拝見したこともございました。ただ、最終的には当然議長任命という形には収まっております。</p> <p>ですので、我々としたら、兼職をする2名を管理者側としたらこの2名というお話は、また事前にといいますか、内示というような形でさせていただくことになろうかと思いますが、最終的に判断されるのは議長になりますので、あくまでも誰をとという想定をしているわけではありません。</p> <p>2名がそういう自治法に基づく事務の仕事、職務を担う職員として議長のほうから任命を受ければ、形とすれば、今私どもここに来ておりますが、その辞令を受けた2名が議会の事務を担当する議長から任命を受けた2名、あとは執行部からの説明員というようなスタイルで、こちらに座らせていただく場合はそういうことで座ることになると、入らせていただくと。当然お話をいただかないと、勝手に入ることにはできませんが、事前に説明員としての要請を受ければ、その形で同席させていただくというふうなことを、私は今想定としては持つておるところでございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>現在、8名の職員がおられると。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>8名は現場のほうで、事務の総務課のほうは5名になります。委員長、失礼しました。</p>
<p>山本委員</p>	<p>5名ですね。その5名のうち2名が兼職されて、職員定数条例はやらなくても、定数はそのままということなんですね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>定数条例上は、今、組合の職員しか規定しておりませんので、そこに議会の事務を担当する職員として2名の兼務というのを、条例の中にはうたいます。ただ、人員総数としては、兼務ですので変わらないという形になります。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。</p>

山本委員	はい。
宮嶋委員長	<p>じゃ、今、それぞれご意見をいただきましたけれども、このことについては、ご意見参考いただいて、議長のほうで取りまとめをお願いするというので、この場を終わりたいと思いますが、それでよろしいですか。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>じゃ、よろしくお願いいたします。 武田さん。</p>
武田 総務課長心得	<p>すみません、ありがとうございました。</p> <p>今、ご議論いただいたわけですが、特に意見というのはなかったかなと。ご質問はいただきましたが、特に意見というのはなかったかなというふうに認識しております。</p> <p>そういったことを踏まえまして、議長におきまして管理者への回答案を作成していただき、次回の議会運営委員会のほうでその内容の確認をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	ありがとうございます。
山本委員	すみません、ちょっと確認だけ。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	<p>今ので結構なんですけど、議長については、実際の個人名は記載、それはないんですね。2名という人数だけですね。</p> <p>はい、分かりました。</p>
宮嶋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは、次に、次第の3、その他についてであります。 次回の議会運営委員会の会議日程を決めたいと思います。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>これまでの議論の進捗や残る申し送り事項の整理を考えると、11月定例会に係る議会運営委員会までにもう一度開催してはどうかというふうなことです。</p> <p>ついては、10月中旬から下旬に開催してはどうかということで、今日、事務局のほうからも、今決まっている日程を出していただいております。早ければ10月11日、17日、18日、それから10月28日というのが、今の時点で空いている日程だということで、それぞれのご予定もあるかと思いますが、どうさせていただきますでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>もう少し1日ずつ言ってくれはりますか。まとめてではなく。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>失礼をいたしました。</p> <p>木津川市議会と精華町議会の既に決まっている日程、広報委員会だとか、常任委員会の研修だとか、議会運営委員会だとかを除きますと、10月11日金曜日、10月17日木曜日、翌日18日金曜日、それから10月28日月曜日の4日間ぐらいしか取れないんです。</p> <p>これで、それぞれの皆さんの都合が合えば、どれかに決めたいというふうに思っておるんですが、いかがでしょうか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>個別に事務局に言えばいいの。この場で。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、この場で今日決めたいと思いますので、今言った4つで、これは駄目だよと言われる日を。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>第1番目で僭越で申し訳ないんだけど、4日間のうちの10月11日金曜日、これちょっと私、所用があります。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>駄目ですよと。</p> <p>そういう形で、ほか、もう予定が詰まっているものがあれば。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>別に今のところはそんなに大きな支障はないんですが、さっき確認された正副議長、正副委員長、事務局との素案づくりの日程が、これ以外の、前の日で取れるんだったらいいんですが、その関係があるので、セットで考えないと、結局何も案がない状態で委員会やってもあまり意味がないので、とは思いました。</p>

宮嶋委員長	今のことは後のほうがいいじゃないかという意味合いですね。
佐々木副委員長	<p>いや、セットでだから、例ですよ、今、山本さんが言ったけれども、ほかの正副議長、委員長がいいんだったら、この日に素案検討をして、その第2以降の日程でこの委員会を設定してもらおうということにしないと、逆は無理だし。</p> <p>恐らく9月中にその4人なりが集まる日程があるんだったら、それは別にいいですけども。</p>
宮嶋委員長	<p>それはちょっとまた後で、それ以外の日程もあり得ると思うんですけども、議運についてはどうでしょうか。17、18日または28日、もうそれぞれのところで都合が悪いというのではないのでしょうか。</p> <p>いいですか。じゃ、取りあえず、でも、17、18日か、今あった28日か、3つのうちのどれかを決めた上で、あかんかったらまたそれ変更することになりますけれども。</p> <p>決めておきます。決めとかなないと動かないので。</p> <p>(お任せしますの声)</p> <p>じゃ、17日の木曜日ということによろしいですか。17日の木曜日を第1として決めておきますので、それで。</p> <p>そうしましたら、次回の議会運営委員会は、10月17日木曜日の、いつものように午前9時30分から開くということで確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>次回は、今日の課題がどこまで整理できるのかは、今後の協議の中なんだけれども、それだけではなくて、先ほど言いましたように、役員の改選時期だとか、議会としての広報広聴、DX、これについても議論をしないことには進みませんので、それぞれ皆さんのところで今こういうふうに進めたらどうかとか、今の役員の改選時期ではこういう問題がありますよなどというのを、少しご準備いただけますでしょうかね。よろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら、今日議論することは以上なんですが、先ほど佐々木さんからもありましたように、4人、正副議長、正副議運委員長が10月11日、特段問題がなければ午前中にでも一度集まる場として用意したいと思いますが、それはよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、9時半で、そういうふうにさせていただいて、以上で今日の</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>案件は終わるんですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございました。以上をもちまして木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">( 1 1 : 3 2 )</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">委員長 _____</p>